

E L I S 会 則

(名称)

第1条 この会は、ELIS (English Language Intercultural Communication in Saijo)と称する。  
日本語名を、エリス (西条英語ボランティアの会) とする。

(所在地)

第2条 この会の事務局は、第6条に規定する会長宅に置くものとする。

(目的)

第3条 この会は、会員の英語その他の知識、経験などを生かし、地域を訪れ、又は居住する外国

人に対し、奉仕の精神をもって接することにより国際交流の促進に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 この会は、本会の活動精神を理解賛同し、外国人との交わりを常に善意と品格をもって遂

行できるものであって、自らの意思によって入会する個人をもって構成する。

2 この会の会員は、西条市国際交流係へ善意通訳者として登録するものとする。

(活動)

第5条 この会の会員は、西条市内において次の活動を行う。

- (1) 西条を訪れる外国人に対する英語で通訳すること
- (2) 西条在住の外国人に対し、英語で西条市を紹介すること
- (3) 西条市に関するパンフレットを英語で作成すること
- (4) 英語通訳のための研修・学習へ参加すること
- (5) その他、本会の目的達成のため必要なこと

(組織及び役員)

第6条 この会の役員は、会員の互選とし、会長1名、副会長2名、事務局長1名、書記2名、

会計2名、監事2名、グループリーダー若干名とする。

2 グループリーダーを除く役員の任期は2年とし、グループリーダーの任期は1年とする。ただ

し、再任されることを妨げない。

3 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会全般にわたる運営連絡調整を行う。

3 書記は、会の諸活動に関する記録及び連絡を行う。

4 会計は、会の会計に関する管理並びに予算の立案及び予算執行について所掌する。

5 監事は、会の会計をはじめとする諸管理についての監査指導を行う。

6 グループリーダーは、各グループ員に対する連絡調整を行い、グループ活動を推進する。

(総会)

第8条 この会の総会は、会長がこれを招集し、全会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

る。ただし、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。また、会長又は役員会が必要と

認められた場合は、臨時に総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を審議し、出席会員の過半数の賛成をもって決議するものとする。

(1) 年間活動結果の報告

(2) 会計の収支報告及び承認

(3) 役員を選出及び承認

(4) 年間活動計画の審議及び決定

(5) 会則の制定又は変更

(6) その他会長又は役員会の付議事項の審議決定等

(役員会)

第9条 役員会は会長が招集し、全役員のおよそ二分の一以上の出席をもって成立するものとする。

2 役員会は次の事項を審議し、出席役員のおよそ半数の賛成をもって決するものとする。

(1) 諸活動現況の把握及び修正

(2) 総会提出議題等の作成

(3) その他会長又は役員会の付議事項の審議決定等

(会計)

第10条 この会の会計は、次の財源をもって運営されるものとする。

- (1) 月会費 250円 (ただし、高校生は半額とする。)
- (2) その他

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

付 則

この会則は、平成6年7月16日から施行する。

付 則

この会則は、平成8年5月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成12年4月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年5月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年4月25日から施行する。

事務取り扱い基準

本会を運営していくに当たって必要な事務の取り扱いについては、次のとおりとする。

1 会費について

(1) 年度途中での退会者について、会費を既に一括納付していた場合は、本人からの申し出に基

づいて、退会した翌月からの分を返還する。

(2) 特別な理由もなく、6ヶ月にわたって会費を納入しない時は退会したものと見なす。

2 福利厚生について

会員相互の慶弔時に礼を尽くすため、次の場合には電報を送ることとする。

(1) 会員が結婚した場合 (祝電)

(2) 会員が死亡した場合 (弔電)

3 役員について (平成12年4月12日総会での確認事項)

(1) グループリーダーは、他の役員と兼務できる。

(2) 役員会に出席できない役員は、業務の円滑な推進を図るため、代理者 (他の会員) を出席さ

せることができる。